

舞鶴市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して定期（財務）監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第14項の規定により併せて公表する。

令和4年3月30日

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

1 監査の対象

- (1) 対象事務 令和2年度一般、特別、公営企業会計の財務、財産に係る事務
- (2) 対象部等 政策推進部、総務部、産業振興部、建設部、会計課、教育振興部、公営企業及び監査委員事務局

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかに関心するとともに、予算の執行及び財産の管理などが法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかについて監査を行った。

3 監査の主な実施内容

舞鶴市監査基準に関する規程第15条に規定する実施手続及び第16条の通常実施すべき手法を組み合わせ適用し、関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 令和3年10月1日から令和4年3月23日まで

5 監査の意見及び結果

(1) 意見

財務に関する事務は、概ね適切に執行されていると認められた。今後とも内部統制の強化を図るとともに、研修・マニュアルの充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に引き続き努められたい。

① 契約

ア 地方自治法第234条では、地方公共団体における契約は、一般競争入札、

指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるとされており、不特定多数の参加者を募る方法で、競争性、透明性、経済性等に優れている一般競争入札が原則とされている。他方、指名競争入札、随意契約及びせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、できることとされているところ、特に随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを改めて充分認識し、その適用にあたっては、法令で定める趣旨に沿った取り扱いを一層厳格に行い、前例にとらわれることなく、契約内容をその都度精査するとともに、適用の可否についての的確な判断を行い、公正性、透明性の確保と競争性の向上に努められたい。

また、その事務取扱については、契約規則を遵守し、内部統制の強化に努められたい。

イ 一部の契約において自動更新条項が規定されているものがある。地方自治体においては、会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであり、次年度以降において経費の支出を伴う契約を締結するためには、その内容に応じ、継続費、繰越明許費、債務負担行為のいずれかの予算措置を講じておく必要がある。また、この例外として長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できることとされているところであり、いずれかの方法により適正に処理されたい。

② 補助金

交付要綱において支出基準や対象が不明確なもの、必要書類や領収書が添付されていないなど提出書類が精査されていないもの等の事例が散見される。必要に応じて交付要綱の見直しを行う等公金で補助をすべき根拠を明確にするとともに、補助事業の実施状況の確認や補助団体の指導に十分な注意を払われたい。

③ 市が所管する協議会等の会計処理

団体の設置・運営の根拠となる団体の規約等は制定済みであり、当該規約に従って適正に運営されていると認められる。一方、権限や責任を明確にする決裁規程や作成すべき証票類、会計処理の方法などを明確にするための財務規程等が制定されていない事例が見受けられることから、これら所要の規程を整備した上で、適切な会計処理を執られたい。

(2) 結果 以下の定期（財務）監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

定期（財務）監査 結果報告書兼措置状況通知書

《政策推進部》

【監査対象】企画政策課 【期間】令和3年10月4日～11月4日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 奨励金</p> <p>奨励金を報償費の科目で支出している。報償費は、基本的に役務の提供等に対する反対給付としての対価として①報償金②賞賜金③買上金の謝礼、又は奨励的意味を持つ経費である。奨励金（補助金）は、①相当の反対給付を受けないこと②相手方が利益を受けること③使途が特定されていることが要件である。</p> <p>事業名等の表現に揺らぎがあり実績報告が見当たらないが、表現の精査と実績内容の確認に努められたい。</p>	<p>今後、事業の実施にあたっては、表現を精査するとともに、実績の確認について、見直しを行います。</p>

《総務部》

【監査対象】総務課 【期間】令和3年12月25日～令和4年2月14日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 委託契約の完了及び支払い</p> <p>委託期間が9月1日から11月6日の契約について、11月に履行が完了しているにもかかわらず、3月に完了届を受領し、支払いを行っているものがある。業務の完了後は速やかに完了届を提出するよう受注者に指導し、支払いが滞ることがないように留意されたい。</p>	<p>今後は、提出書類の状況確認を徹底し、適正な事務処理を行います。</p>

【監査対象】資産マネジメント推進課 【期間】令和3年10月18日～11月24日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 契約書</p> <p>約款を使用せず契約書を作成する際、契約不適合責任や催告による解除権等に関する条文が無いなど、改正民法に対応していない契約内容となっているものがある。契約書については「舞鶴市契約規則第28条の規定により作成する契約書の標準となるべき書式（令和2年4月1日施行）」を基準に作成されたい。</p>	<p>今後、「舞鶴市契約規則第28条の規定により作成する契約書の標準となるべき書式」を基準に作成します。</p>
<p>○ 委託契約</p> <p>本庁舎周辺駐車場除雪業務委託契約について、降雪がなく支払いが発生していないが、その旨の届出や書面の作成等がなく、未履行との区別が付かない</p>	<p>今後、履行・不履行の区別を明確にする書面を添付します。</p>

ため、書面により記録されたい。	
-----------------	--

【監査対象】債権管理課 【期間】令和3年11月1日～11月15日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 自動更新条項</p> <p>地方自治体においては、会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであり、次年度以降において経費の支出をともなう契約を締結するためには、その内容に応じ、継続費、繰越明許費、債務負担行為のいずれかの予算措置を講じておく必要がある。この例外として長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できることとしている。</p> <p>後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。</p>	<p>契約相手と協議しながら進めてまいります。</p>

【監査対象】税務課 【期間】令和3年11月15日～12月15日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 自動更新条項</p> <p>会計年度独立の原則から後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。</p>	<p>契約相手と協議し、適正に対応してまいります。</p>

【監査対象】デジタル推進課 【期間】令和3年11月1日～11月26日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 経費節減</p> <p>2月にWEBカメラ等を購入し、3月にも追加で同品等を購入している。結果として単価が下がるものもあったが、上がっているものもある。</p> <p>購入に当たっては十分に対象を調査の上、スケールメリットを活かして経費節減を図るよう努められたい。</p>	<p>執行に当たっては、経費削減が一層図れる事務処理に努めます。</p>

《産業振興部》

【監査対象】観光振興課 【期間】令和3年12月27日～令和4年2月7日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 自動更新条項</p> <p>会計年度独立の原則から後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。</p>	<p>長期継続契約に改めます。</p>

<p>○ 指定管理事業の実績報告</p> <p>収入の月別実績報告額（3月末）と令和2年度事業報告書の収入額について、差異が見受けられる。今後、事業報告書の数値が整合性をもち確認できるように、指定管理者から報告を受けられたい。</p>	<p>年度をまたいだ収入があり、資料により算入年度に誤りがありました。</p> <p>今後適正な事務処理に努めます。</p>
---	--

【監査対象】 引揚記念館 【期間】 令和3年12月13日～令和4年1月4日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 随意契約</p> <p>緊急発注の工事契約について、起因日から契約まで1ヶ月以上を要しているもの等があるが、これらは緊急とは言い難い。地方自治法施行令第167条の2第1項第5項による「緊急」とは、「自然災害、施設故障等その他の客観的理由により緊急に復旧を要し、競争入札に付する時間的余裕がない」場合が該当する。（引揚記念館給水ポンプ修繕工事、平引揚棧橋案内標識修繕）</p>	<p>適切に事務処理を行います。</p>
<p>○ 舞鶴市世界記憶遺産保存活用推進委員会</p> <p>事務局を担当する「舞鶴市世界記憶遺産保存活用推進委員会」について、会計事務のルールを定めたものがない。外部団体の会計は、舞鶴市の会計規則等は適用されず、独自に定める必要がある。公平、公正な事務の執行のためこれらの規程を設けるとともに、下記について適正に執行されたい。</p> <p>(1) 本委員会に旅費についての規程は無いが、市の旅費条例の運用とは乖離がある。JRの往復割引や途中下車の制度を利用し、経済的な旅費の算定に努められたい。また、当該委員会業務による出張については、公務災害の適用外となる可能性がある。災害補償等について保険加入などを検討するか、公務として直接執行の可否を検討されたい。</p> <p>(2) イベント時に雇用したアルバイトについては、労災保険等、雇用に関する手続きが取られていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>舞鶴市世界記憶遺産保存活用推進委員会要綱のほかに別途会計規則を定めます。</p> <p>(1) 旅費については、市の旅費規程を準用することとあわせて、災害補償等についても適切に対応してまいります。</p> <p>(2) アルバイト等の雇用に関する手続きは、法令に従って事務を進めてまいります。</p>
<p>○ 完了届</p> <p>少額の委託契約等において、請書に「業務が完了したときは、書面で通知し…」と記載があり、検査調書に完了届出年月日等の記載があるにもかかわらず、完了届が添付されていないものがあるので、適正に処理されたい。</p>	<p>適切な事務処理を行ってまいります。</p>

【監査対象】 みなと振興・国際交流課 【期間】 令和3年11月26日～12月22日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 補助金交付要綱</p> <p>補助金交付要綱には「当該事業に要する経費の総額の1/2を基準」に補助金額を決定すると規定されているが、受領している申請書には、「補助事業に要する経費」の欄に交付申請額の総額が記載されており、表記が適切でない。</p> <p>また、事業に要する経費の総額を補助対象としているが、慶弔費や飲食費など、補助対象としてふさわしくない経費については、補助の対象外であることを明記されたい。</p> <p>当該補助金は、要綱の制定時から様々な経緯を経て補助メニューが細分化されており、必要に応じて要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>補助要綱における表記等、内容を確認し精査します。また、情勢を踏まえた要綱の整備についても、必要に応じ検討します。</p>

【監査対象】 産業創造・雇用促進課 【期間】 令和3年11月29日～12月13日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 貸付金</p> <p>(1) ものづくり「たから者」育成奨学金の申請者、連帯保証人、法定代理人の署名について、それぞれ自署される必要がある。後に紛争を招くことのないよう、その旨の注意書きを付するとともに、自署であることの確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 申請書については、貸付決定後は借用書の役割を兼ねるものであることから、借用の意思を証する意味からも本人(未成年者を除く。)及び連帯保証人の実印の押印、印鑑証明書の添付が望ましい。また、実質的に「借用書」であれば収入印紙の貼付が必要であるため、申請書と借用書を別の書式にする等の改正を検討されたい。</p>	<p>(1) 申請者、連帯保証人、法定代理人の署名について、自署についての注意書きを付します。</p> <p>(2) 申請書について、本人及び連帯保証人の実印の押印、印鑑証明書の添付を求めるものに修正します。また、収入印紙の貼付ができるよう申請書と借用書を別の書式にする等の改正を検討します。</p>
<p>○ 就職フェア実行委員会・雇用対策協議会</p> <p>それぞれの要綱において「収支を記載した帳簿を備え付けること」等が規定され、また、補助金交付決定書においても「収支を帳簿上明瞭にし、証拠書類を整備すること」が交付要件として付されているが、いずれにおいても歳入歳出簿、差引簿等が作成されていない。</p> <p>また、支出命令書について、記載内容にも齟齬が見受けられるとともに、日付順に附番、編綴されておらず、差引簿等の未作成と併せ、各月分の経理処理が整理できておらず、予算現額等の連続性の確認が困難である。</p>	<p>今後、歳入歳出簿、差引簿等を作成するなど適正な会計処理の実施の裏付けとなる帳簿の整理を行い、規定に従い、適正に処理いたします。</p>

公金の取扱いに係る公正性・公平性・中立性を確保する観点から、適正な会計処理の実施の裏付けとなる帳簿の整理について、規定に従い、適正に処理されたい。	
○ 契約書の作成 商工観光センター1F 休憩室及び守衛室エアコン取替工事について、請書による契約（契約金額は704千円）であるが、舞鶴市契約規則（第31条）によれば、「請書」によることができるものは契約金額が30万円未満の指名競争入札又は随意契約とされている。規則に従い執行されたい。	今後、適正な事務処理に努めます。
○ 予定価格 予定価格の歩切は違法であるため、これを行わないこととされたい。	今後、適正な事務処理に努めます。
○ 自動更新条項 会計年度独立の原則から後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。	来年度以降、債務負担行為の設定または長期継続契約ができるよう、事務処理の見直しを行います。

【監査対象】 農林課 【期間】 令和3年12月13日～令和4年1月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○ 施設管理 屋根修繕工事にかかる随意契約（緊急又は少額）を5回締結している。施設は老朽化しており、屋根全体又は施設全体の現況を十分に把握して、効率的な施設管理と経費節減に努められたい。	施設の現況を確認し、適切な施設管理・経費削減に努めます。
○ 指定管理事業 農業公園の単年度収支については、赤字の状況が継続している。コロナ禍等の状況において、広報や経営に努力を継続されていることは一定認められるものの、市として長期的な展望をもって対応を検討されたい。	指定管理者とも調整・協力し、収支改善に努め、長期的な視点を持って対応してまいります。
○ 補助金 (1) 事業の着手後に、補助金の申請を行っているものが見受けられる。原則、事業着手前に事業計画等を申請者に提出させ、市が指令等で文書をもって承諾してから、事業に着手するよう申請者に指導されたい。 (2) 補助金の額の確定に関し、実績報告書の添付資料に明細書、納品書や契約書を添えているものや、実績報告や疎明資料が見当たらないものがある。これらの提出書類は、費用の納付を完了したことを示	(1) 事業着手前の計画申請や承諾後の事業着手について、申請者への指導を行ってまいります。 (2) 今後は適正な書類をもって事務処理を行うよう努めます。

<p>す書類ではないので、今後、適正な領収書をもって確認し額を確定されたい。</p> <p>(3) 森林関連事業について、事業実績が計画より大幅に変更となったが、変更交付申請が見当たらないものなどがあつた。申請（計画）において、実施期間を明確にするとともに、事業計画に変更があつた場合は、申請者に変更申請の提出を求められたい。</p> <p>(4) 消費税課税事業者に対する補助金において、消費税の仕入れ控除税額について確認の記録がされていないものがある。仕入れ控除税額の確認や記録を行い、必要に応じて返還を求められたい。</p>	<p>(3) 実施期間の明確化や変更申請について、申請者への指導を行ってまいります。</p> <p>(4) 申請者が課税事業者であるかどうか確認し、課税事業者である場合は仕入れ控除税額の確認・記録を行い、適切に処理をしてまいります。</p>
---	--

《建設部》

【監査対象】国・府事業推進課 【期間】令和3年12月22日～令和4年1月26日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 特記仕様書 特記仕様書の一部に国や京都府の過去のバージョンの共通仕様書等を引用しているものがある。最新版の引用に注意を払うよう指導されたい。</p>	<p>特記仕様書については、当時の最新版（H29年3月版）への修正を行うと共に、今後の作業においても最新版の引用に注意するよう指示しました。</p>

【監査対象】土木課 【期間】令和4年1月14日～2月15日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 委託契約に係る再委託への対応 委託契約の相手方から提出された再委託承認申請（日付未記入）に係る対応を示した決裁等の書面がない。委託契約書には「書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない」と規定されているところ、書面により承諾した旨を事務決裁規程に基づき適切に起案・保管されたい。</p>	<p>今後は適切な事務処理に努めます。</p>
<p>○ 変更契約 (1) 変更契約の理由書に増額の内容のみが記載され、増額することとなった理由が記載されていないものがある。変更に至った理由を記載すること。 (2) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン運用に当たっての留意事項」によれば「変更見込金額が請負代金額（当初契約額）の30%を超える</p>	<p>(1) 今後は増額に至った理由を記載します。 (2) 今後は困難である理由を記載します。</p>

<p>工事は、…原則として、別途の契約とするものとする」とされているところ、当該基準を超える変更契約で理由書には例外の取扱いをする旨の理由が記載されていない例がある。ガイドライン記載の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難」である理由を記載すること。</p>	
--	--

《教育振興部》

【監査対象】 学校教育課 【期間】 令和4年1月28日～3月14日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 債権管理 令和2年度の収入未済について、令和3年11月に滞納繰越の調定を行っている。収入未済は、出納閉鎖迄に全て把握し、2年度分の収入未済の調定書は6月に会計課へ提出、決算に当たり債権管理課等へ報告し適切な債権管理を行われたい。</p>	<p>適正な事務処理を徹底します。</p>
<p>○ 契約 歯科健診器具洗浄・滅菌業務委託契約について、以下の不備や瑕疵が見受けられたので改善をされたい。 ①契約書がない②仕様書の数量が、実際の数量と大きく差異があり、また該当のない項目もある。③契約金額を変更しているが、変更契約書がない。④検査調書の金額に誤りがある。業務の完了届も見当たらない。</p>	<p>適正な事務処理を徹底します。</p>
<p>○ 予定価格調書 予定価格調書について、瑕疵が以下のとおり散見された。契約規則に基づいて適正な事務に努められたい。 ①欄外の消費税の記載誤り②歩切り③設計額が違うもの④設計額欄のない様式の使用⑤予定価格調書のないもの。</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○ 経費節減 (1) 給食消耗品（合計144,375円）の支出負担行為決議を、3件に分け同日に行っているが、5万円を超えるものは見積合わせにより経費節減に努められたい。 (2) 給食室換気扇等清掃業務委託（合計897,600円）を4件に分け、ほぼ同様の仕様書により同一業者に発注している。入札により一括で発注し、経費節減と事務の効率化に努められたい。 (3) 保菌検査・病原性大腸菌検査業務委託等（小学</p>	<p>(1) 今後は見積合わせにより経費節減に努めます。 (2) 今後は入札により一括発注とし、経費節減・事務の効率化に努めます。 (3) 複数単価で見積合わせを</p>

<p>校費 497,940 円、中学校費 705,540 円、合計 1,203,480 円)</p> <p>①支出負担行為決議書には、見積書数 2 とあるが見積書が添付されていない。②小学校費は少額随意契約とあるが、見積合わせの記録がない。③中学校費は入札不適としているが、他市では状況に応じた入札が実施されている。ノロウイルス検査は努力義務であり、「必要に応じて実施する」と契約にあるが 2 年度には実施記録はない。他市では保菌検査・病原性大腸菌検査で入札を実施する市や、腸内細菌とノロウイルス検査をセットで入札する市などがあり、原則、入札対応で経費節減に努められたい。</p>	<p>行っており入札に適さないと認識していますが、他市の事例を参考に事務改善に努めます。</p> <p>書類の不備については、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○ チャレンジアウトドアライフ委託事業</p> <p>教育委員会が外部団体を設置し委託事業を実施しているが、以下の瑕疵等が発生しており、公金の使途が不明確となっている。今後、事業を実施するにあたり委託ではなく、直接執行または補助事業として執行されたい。</p> <p>(1) 実施契約書の第 2 条に規定の実施計画が契約書に添付されておらず、契約書の実施日と実施計画や事業経費予定書類の実施日に相違がある。また計画書は事業実施者が作成するものであり、委託事業では仕様書を添付する。</p> <p>(2) 事業報告がなく、参加人数も不明であり検査調書もない。</p> <p>(3) 契約書第 5 条の精算の項目があるが、精算が実施された記録がない。教育委員会が実施したにも関わらず、財務が不透明である。</p>	<p>今後は直接執行とし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○ 過年度支出</p> <p>旅費を国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）に基づいて支出している。支出対象者は舞鶴市職員であり、旅費条例の規定に基づき支給し、規定外の項目があれば旅費法に委ねるべきである。条例と旅費法の差額について精算を行い報告されたい。</p>	<p>速やかに市の旅費条例と旅費法の差額について精算し、報告いたします。</p>
<p>○ 修学資金貸付金</p> <p>(1) 規則に定められた様式と実際に使用している様式に差異があるので、どちらかに統一し必要に応じて規則を改正されたい。</p> <p>(2) 規則第 4 条第 2 項で「連帯保証人は、償還能力を有する者でなければならない。」とされている。</p>	<p>(1) 及び(3) 規則の改正を行い、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(2) 指摘の点について是正し、適正な事務処理に努め</p>

<p>貸与審査書兼決定伺いには、本条項の確認記録がない。法定代理人と連帯保証人が同一となるケースが見受けられる。貸付金は低所得世帯が対象であり、基準をもって確認し記録をされたい。</p> <p>(3) 規則第7条について、運用と条項に差異がある。規則を改正されたい。</p>	<p>ます。</p>
<p>○ 歳入歳出外現金</p> <p>歳入歳出外現金において、就学援助費等弁済金の過年度分の繰越がある。</p> <p>歳入歳出外現金は、地方自治法第235条の4で定められた(ア)債権の担保として徴するものと(イ)「法律又は政令」の規定による場合に限定されている。今後、法令に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>速やかに繰越分を整理し、法令に基づき適正に処理します。</p>
<p>○ 補助金</p> <p>(1) 特別支援教育研究会補助金について、3月11日にコピー用紙等を10,000円購入している。事業報告書では、前年7月に育成会総会を実施した後は、役員会の実施だけで主要な事業は全て中止されている。</p> <p>事業が完了した後にコピー用紙を大量に購入することが、本補助金の事業目的ではない。また次年度の事業に補助金を使用してはならない。僅かな消耗品の購入のために、補助金の手続きをとることは事務の効率化にはならないため、直接執行など補助金のあり方をよく検討されたい。</p> <p>(2) 謝礼金に係る源泉徴収</p> <p>前回も指摘したが、講師等に謝礼金を支出しているが、所得税の源泉徴収がされていない。学校や任意団体(人格なき社団)は源泉徴収義務者に当たり、学校等で源泉徴収が困難であるなら教育委員会事務局において源泉徴収事務をされたい。</p> <p>(3) 交付決定前の事業執行</p> <p>学校等が補助金の交付決定を受ける前に、事業を開始している書類が見受けられる。原則、事業は交付決定後に開始することを学校に徹底されたい。</p> <p>(4) 補助事業者と違う領収書</p> <p>領収書の宛名が補助金を受領した任意団体となっておらず、学校名の領収書となっているものが</p>	<p>(1) 補助事業者へ指導するとともに適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 学校で源泉徴収が困難であるため、謝礼の支払方法を変更します。</p> <p>(3)～(5) 補助事業者へ指導するとともに適正な事務処理を徹底します。</p>

<p>ある。任意団体の補助事業は、学校の財務とは別の事業であることを学校に徹底されたい。</p> <p>(5) 事業終了後の補助執行 特色ある教育活動支援事業等において、3学期が終了した後に消耗品を購入しているが、目的の事業に活用したとは言い難く不適切である。また、年度末に補助金の執行残高に余裕があり、コピー用紙等を購入することは本来の趣旨ではなく、学校に適切な事業執行と精算を行うよう徹底されたい。</p> <p>(6) 内部組織への補助金 ① 特色ある教育活動支援事業補助金等は、各学校に対して補助金が交付されている。補助金は、原則、市以外の外部の個人・団体に支出するものであり、支出の方法を検討し変更されたい。 ② 前回は指摘したが、同補助金において、約12万6千円が御礼や学校運営協議会の菓子代として利用されている。 特色ある教育活動支援事業補助金は、本市独自の教育支援の補助金である。菓子代を支出していない学校もあり、補助金の趣旨をよく鑑み、これを財源としてより効果的に他の事業に活用することを検討されたい。</p>	<p>(6) 内部組織への補助金について、直接執行など支出方法を検討します。また支出内容について補助金の趣旨を鑑み効果的に執行するよう指導していきます。</p>
--	--

【監査対象】教育総務課 【期間】令和4年1月28日～3月23日

内 容	措置の内容（回答）
<p>○ 変更契約 「工事請負契約における設計変更ガイドライン 運用に当たっての留意事項」によれば「変更見込金額が請負代金額（当初契約額）の30%を超える工事は、…原則として、別途の契約とするものとする」とされているところ、網戸張替工事や水栓取替工事において30%を超えるものの、分離施工が著しく困難である理由を明らかにせずに変更契約が締結されている。いずれも分離施工が著しく困難であるとは考えられないことから、このような場合においては、ガイドラインに従った取扱いを徹底されたい。また、変更契約に際しては、分離施工が著しく困難である旨を明確にした上で締結されたい。</p>	<p>今後は、国の通知および、ガイドラインに沿った取り扱いを徹底するとともに、分離施工が困難な場合は、理由を明確にした上で、変更契約を締結します。</p>
<p>○ 自動更新条項 会計年度独立の原則から後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはでき</p>	<p>土地の賃貸借契約については、地方自治法第234条の3に</p>

<p>ず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。</p>	<p>基づく長期継続契約としての締結でありますので、今後、契約書の条項について、関係課と調整し、適正に処理します。また、産業廃棄物処分委託契約については、1年契約とします。</p>
---	--

《会計課》

【監査対象】 会計課 【期間】 令和4年1月28日～3月15日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 歳入歳出外現金</p> <p>(1) 歳入歳出外現金については、地方自治法第235条の4第2項において「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と規定されているが、歳入歳出外現金の一覧を確認したところ、法律又は政令の規定によらないものが含まれている。歳入歳出外現金として保管する現金等の範囲を精査し、法に基づき適正に管理されたい。</p> <p>(2) 歳入歳出外現金に保管されている現金について、払い出しが行われず、複数年にわたって繰り越されている事例があった。これらは一時的に歳入歳出外現金に保管しているものにすぎず、適正科目に払い出す必要がある。会計課においては、担当課への指導を行うとともに、確認を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p>(3) 延滞金の支払いが生じた際に、支払事務の所管課長等から延滞金相当額を徴収し、歳入歳出外現金を通して支払いを行っているが、延滞金についても債務者は舞鶴市である。21節補償、補填及び賠償金により支払うこととされたい。なお、地方自治法243条の2の2において、職員は、故意又は重大な過失により普通地方公共団体に損害を与えたときは賠償しなければならないとされている。</p>	<p>(1) 条例、契約等を精査し、法に基づいた適正な管理及び事務の執行がされるように、関係各課に改善を求めます。</p> <p>(2) 今回の事例に関しましては、内容を確認し、適正科目に払い出しました。今後は、現金の内容を精査し、適正な事務処理を徹底するよう、確認及び担当課への指導を行います。</p> <p>(3) 今後同様の事案が発生した場合は、21節から支出し、適正な事務執行を徹底します。</p>
<p>○ 会計規則</p> <p>会計管理者及び主務課長の備置帳簿を、会計規則第5条第1項及び第2項に定め、同条第3項において電子計算組織を利用して記録管理することができ</p>	<p>令和5年度からの新財務会計システムの導入時に、様式を変更します。また、徴収原簿及び</p>

<p>ると規定されているが、これらは現在使用している財務会計システムで出力できる様式とは一部異なるものがある。また、同規則に規定されている市税における徴収原簿や市税以外における調定及び収納原簿についても、規則に基づく運用がなされていない。これらについては、今後計画されているシステムの導入に合わせ整理されたい。</p>	<p>収納原簿については、規則に基づく運用となるよう整理します。</p>
---	--------------------------------------

《公営企業》

【監査対象】 病院事業 【期間】 令和3年11月29日～令和4年1月7日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 自動更新条項 覚書において自動更新条項を規定しているが、会計年度独立の原則から後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできず、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。</p>	<p>本件に該当する加佐診療所巡回バス運転業務委託契約につきましては、長期継続契約の対象になりませんので、かねてから単年度を契約期間とした委託契約を締結しております。</p>
<p>○ 予定価格調書 前回の財務監査においても予定価格調書について指摘したが、以下の瑕疵が散見されるので改善に取り組まれたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予定価格調書のない決裁 ② 設計額欄がなく、病院契約規程が準用する規則の様式と様式が違うもの ③ 設計額と予定価格がちがうもの ④ 支出額が予定価格を上回っているもの ⑤ 記載の不備 	<p>適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○ 誓約書 暴力団排除条例に規定の工事契約については、契約相手から誓約書を徴取する必要があるが見当たらない。変更契約により該当になったものであるが、今後、注意されたい。</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>

【監査対象】 水道事業 【期間】 令和3年11月15日～12月23日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 時間外勤務 週休日等に6時間を超える勤務をしているにもかかわらず、休憩時間がないものが見受けられるので法</p>	<p>法令に定められた休憩時間の取得を徹底します。また、</p>

<p>令に定められた休憩時間を与えられたい。 また、同一週の土曜日、日曜日ともに振替を行って いるものがあるので、適切に処理されたい。</p>	<p>振替処理についても、適切な 事務処理に努めます。</p>
---	-------------------------------------

【監査対象】 下水道事業 【期間】 令和3年11月15日～12月23日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 水洗便所等改造資金</p> <p>(1) 貸付金事務に関し次の瑕疵が見受けられるので、適正に執行されたい。</p> <p>① 捨印はあるが字句を追加削除した旨の表示がないものがある。</p> <p>② 字句が追加削除されているがその旨の表示及び印のないものがある。</p> <p>③ 舞鶴市水洗便所等改造資金貸付条例施行規則に定められた様式となっていない（借用書の借用条件で引用する書類・例規の名称等に誤りがある）ものがある。</p> <p>(2) 添付書類としての印鑑証明書の交付日が申請日の11か月前のものがあるが、証明書の有効期限に係る取り決めがなされていない。紛失等による偽装防止等の観点からも、適切な有効期間を検討し、取扱いの基準を定められたい。</p>	<p>(1) 適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、③については施行規則を令和3年4月1日付で改正しており、現在は規則に定められた様式を使用しています。</p> <p>(2) 適切な有効期間を検討し、事務取扱要領に基準を定めました。</p>

【公表すべき指摘・要望事項のない監査対象】

財政課、移住定住促進課、建設総務課、都市計画課、契約課、指導検査課、水産課、監査委員事務局